

(1) 『後漢書』列伝三十二「光武十王 東平憲王蒼伝」臣聞時令、盛春農事、不聚衆興功。傳曰、田獵不宿、食飲不享、出入不節、則木不曲直。此失春令者也」

(2) 『白虎通義』五祀「月令、春言其祀戸、祭先脾、夏言其祀竈、祭先肺、秋言其祀門、祭先肝、冬言其祀井、祭先腎、中央言其祀中霤、祭先心。春祀戸、祭所以時。先脾者、何。脾者、土也。春木主、斂土、故以所勝祭之也。是冬腎、六月心、非所勝者。以祭、何。以為土位在中央、至尊、故祭以心。心者藏之尊者。水最卑、不得食其所勝」月令を素直に読めば、春の祭祀で脾臓を先に供えるのであるから、脾臓は木に属す。しかし、ここでは脾を土に配当した上で、「木勝土」の論理でそれを付会している。脾臓を土に配当するのは、歐陽尚書や医学の説であり、月令の説ではない。『礼記正義』月令疏引『駁五經異義』「今文尚書歐陽説、肝、木也。心、火也。脾、土也。肺、金也。腎、水也……(中略)……今醫病之法、以肝爲木、心爲火、脾爲土、肺爲金、腎爲水」

一、修母致子説

(1) 建武二年に王朝の徳を火徳と定め(『後漢書』帝紀一上 光武紀上)、そして、封禪の際の詔でも、自らを帝堯の余福に預かる者と述べた(『統漢書』祭祀志上 劉昭注引『東觀漢記』)。なお、これによってすぐに土徳説が駆逐されたのではなく、例えば王充は土徳説を支持した(『論衡』驗符)。

なお、福井重雅氏は、建武七年の杜林上疏の記事(『統漢書』祭祀志上及び『後漢書』列伝十七 杜林伝)を以って、後漢初期の時点で堯後説が正式に否定され、左伝派の学者のみが堯後説・火徳説を主張し続けたものとみなす(『班固の思想』上)、『漢代儒教の史的研究』—儒教の官学化をめぐる定説の再検討—、『汲古書院、二〇〇五年)。ただ、杜林が述べたのは、漢朝を興隆させたのが高祖であつて堯ではないこと、堯を祭る伝統がないこと、民心を混乱させないために旧制に従うべきことであり、光武帝はこの上疏に従つて堯を郊祀することを止めたに過ぎない。劉氏の血筋を遡れば堯に至ることや、漢が火徳であることを否定してはいない。また、封禪の時の詔から、その後も堯後を自認し続けたことが分かる。

(2) ただし、公孫述は、孔為赤制を漢の有限を主張する根拠とした。『春秋』が隠公から哀公までの十二公を記述することと、漢が高祖から平帝までであることが一致するという(『後漢書』列伝三 公孫述伝)。

(3) 哀公十四年「制春秋之義、以俟後聖」

(4) 三代改制質文篇「春秋應天作新王之事、時正黑統、符瑞篇「有非力之所能致而自至者、西狩獲麟、受命之符是也。然後託乎春秋正不正之間、而明改制之義」

(5) 後漢の張衡が、「若夏侯勝・眭孟之徒、以道術立名、其所述著、無識一言。劉向父子、領校祕書、閱定九流、亦無識録。成哀之後、乃始聞之……(中略)……諸言識者、皆不能説至於王莽篡位、漢世大禍、八十篇何爲不戒。則知、圖讖成於哀平之際也」と述べる(『後漢書』列伝四十九 張衡伝)。

後に、『文心雕龍』や『尚書正義』もその説を紹介している(正緯篇「通儒討覈、謂起哀平」、周書 洪範疏「緯候之書、不知誰作。通人計覈、謂偽起哀平)。それよりも遡ると考える説もあるが(姜忠奎『緯史論微』卷一に諸説が列挙されている)、張衡の説が最も妥当である。

(6) 『後漢書』列伝六十九下 儒林下 薛漢伝「建武初爲博士、受詔校定圖讖」

(7) 『後漢書』列伝五 鄧晨伝「王莽末、光武嘗與兄伯升及晨、俱之宛、與穰人蔡少公等讖語。少公頗學圖讖、言劉秀當爲天子。或曰、是國師公劉秀乎。光武戲曰、何用知非僕邪。坐者皆大笑、晨心獨喜」

(8) 同書帝紀一上 光武紀上「光武先在長安時同舍生疆華、自關中奉赤伏符曰、劉秀發兵、捕不道、四夷雲集、龍鬪野、四七之際、火爲主」。この文は、高祖から二百二十八年後(「二十八」)「四七」に光武帝劉秀が決起し、火徳漢を再興したことを指すものと解釈される。「河図赤伏符」として封禪の際にも使用された。なお、陳蘇鎮「漢室復興的政治文化意義—讖緯和《公羊》學對東漢政治的影響」(『春秋』與漢道…兩漢政治與政治文化研究)、中華書局、二〇一一年)は、光武帝のために制作されたものではなく、光武帝のために解釈が変えられたものであったと論じている。陳氏に拠ると、この「劉秀發兵捕不道、四夷雲集龍鬪野、四七之際火爲主」は、もともと高祖(劉季)が獲麟の二百七十五年後(約二百八十一「四七」)に即位したことを指すものだったと云う。

(9) 讖緯の流行について紹介した先行研究は数多いが、井ノ口哲也「後漢時代における五経と讖緯」(『後漢経学研究会論集』創刊号、二〇〇二年)が多くの資料を引きつつ、簡明にまとまっている。なお、井ノ口氏のこの研究は、皇帝権力との結び付きによって讖緯が興隆したことを述べつつ、讖緯が「五経」に関与し、五つの経を束ねる紐帯的役割を果たしたことを論じている。

(10) 火徳説を述べる讖緯の文言は、光武帝封禪の刻石文に多く見える(『統漢書』祭祀志上)。堯後説については、『尚書中候』に「卯金刀帝出、復堯之常」(『春秋公羊伝注疏』哀公十四年疏引「中候」。「卯金刀」||「劉」と有るのが代表例である。

(11) 例えば、張衡の上疏が讖緯同士の矛盾を指摘している(『後漢書』列伝四十九 張衡伝)

(12) 安居香山「劉漢関係緯書の五徳終始説」(安居香山・中村璋八『緯書の基礎的研究』、国書刊行会、一九七六年)は、緯書資料中に、漢を火徳以外の徳に配するものが無いことから、その多くが光武帝時に形成されたという考えを示している。

(13) 『後漢書』に、薛漢が讖緯の校定を行ったという記事(列伝六十九下 儒林下 薛漢伝)、光武帝が尹敏に讖緯から王莽関連の内容を削除させるよう命じた記事(列伝六十九上 儒林上 尹敏伝)が見える。これらのことから、少なくとも漢朝正統論に関する文言は、光武帝に都合の良いように編集されている可能性が高い。

(14) それぞれ、『後漢書』列伝三公孫述伝の李賢注、列伝十九 鄧暉伝の李賢注に引かれている。その他にも、『隸釈』卷一「魯相史晨祠孔廟奏銘」引「尚書考靈曜」、『春秋公羊正義』隱公元年疏引「春秋説」が挙げられる。

(15) 「墨孔」は、孔子が黒徳(水徳)であることを示している。なお、『春秋繁露』三代改制質文は、『春秋』を黒徳の「新王」のために作られたと述べている(ただしこれは、黒・白・赤の三色の循環モデルであり、五色の五行とは異なる)。孔子を水徳と関連付けることについては、安居香山『孔丘秘経』考(『緯書の基礎的研究』、前出)に詳しい。

(16) 『春秋穀梁伝注疏』序疏引鄭玄「六芸論」。

(17) 呂宗力「緯書與西漢今文學説」(安居香山編『讖緯思想の総合的研究』、国書刊行会、一九八四年)、鍾肇鵬「讖緯與漢代今文學」(『讖緯論略』、遼寧教育出版社、一九九一年)が、讖緯に公羊学と共通する説が多く見ら

れることを指摘している。また、陳蘇鎮「漢室復興的政治文化意義——讖緯和《公羊》學對東漢政治的影響」(『春秋』與漢道、兩漢政治與政治文化研究)、前出)は、讖緯の流行によって公羊学の勢力が再興したと論じている。

なお、讖緯には「公羊全孔経」という文言まで見え(『初学記』文部経典引「春秋孔演図」、公羊学を支持する者達が制作に関わっていたことが窺える。

(18) 『春秋』哀公十三年「冬十有一月、有星孛于東方」『公羊伝』「孛者、何。彗星也」

(19) 春秋緯の一つ(『後漢書』列伝七十二上 方術上 樊英伝 李賢注「七緯者……(中略)……春秋緯、演孔圖・元命包・文耀鉤……」)、「孔演図」ともいう。かつては宋均の注があった。佚書。安居香山・中村璋八『重修緯書集成』巻四上(明德出版社、一九八八年)が輯佚している。古代の聖人にまつわる感生帝説や瑞祥についての文言が多い。『初学記』獸部 麟の引く『春秋孔演図』には、「蒼之滅也、麟不榮也、麟木精也」とあり、麟の出現が木徳周の滅亡(「蒼之滅」)の予兆であると述べている。

(20) 『春秋』のこと。『公羊伝』哀公十四年「君子曷為為春秋。撥亂世」(21) 『春秋公羊伝注疏』哀公十四年疏引「尚書中候」「卯金刀帝出、復堯之常」

(22) 『公羊伝』哀公十四年「麟者仁獸」を踏まえている。五常の仁は、五行の木に配当される。

(23) 『礼記正義』礼運疏引「五経異義」。

(24) 『春秋公羊伝注疏』哀公十四年疏引「五経異義」。

(25) 『礼記正義』礼運疏引「五経異義」。

(26) 『春秋左伝正義』哀公十四年疏引「五経異義」。

(27) 例えば、左氏学興隆の祖と謂える劉歆は、『七略』に於いて、『春秋』を五常の信に当てている(『漢書』巻三十 芸文志)。信は、一般に五行の土に配当される。

(28) 『礼記正義』礼運疏引「五経異義」陳欽説、麟西方、毛蟲。孔子作春秋、有立言、西方兌、兌爲口、故麟來」

(29) 『春秋左伝正義』哀公十四年疏「賈逵・服虔・穎容等皆以爲、孔子自衛反魯、考正禮樂、脩春秋、約以周禮。三年文成、致麟。麟感而至。取龍爲水物、故以爲脩母致子之應」

(30) 『史記』卷四十七 孔子世家、「春秋繁露」符瑞、「說苑」貴德、「春秋公羊伝注疏」哀公十四年疏引「演孔図」、「文選」賦庚 班固幽通賦 李注引「春秋緯」等。

(31) 『左伝』杜預序「麟鳳五靈、王者之嘉瑞也。今麟出非其時、虛其應而失其歸。此聖人所以爲感也。絶筆於獲麟之一句者、所感而起、固所以爲終也」先儒以爲、制作三年、文成致麟。既已妖妄。

(32) 『春秋左伝正義』序疏引賈逵序「孔子覽史記、就是非之說、立素王之法」。

(33) 『後漢書』列伝二十六 賈逵伝。

(34) 同。

(35) 『左伝』襄公二十四年「宣子曰、昔句之祖、自虞以上、爲陶唐氏。在夏、爲御龍氏。在商、爲豕韋氏。在周、爲唐杜氏。晉主夏盟、爲范氏」昭公二十九年「有陶唐氏、既衰、其後有劉累」文公十三年「秦人歸其帑、其處者爲劉氏」なお、班彪「王命論」も、堯後の根拠として『左伝』を挙げてゐる(『漢書』卷一百上 叙伝上)。

(36) 『左伝』昭公十七年。前章第二節を参照。

(37) 『後漢書』列伝四十九 張衡伝「往者侍中賈逵、擿譏互異三十餘事。諸言讖者、皆不能説」。

(38) 『統漢書』律曆志中引「賈逵論曆」。堀池信夫「律曆思想の崩壊」(『漢魏思想史研究』明治書院、一九八八年)に詳しく指摘されている。

(39) 『礼記正義』礼運疏引「五経異義」。

(40) 鄭玄は「古者、聖賢言事、亦有效。三者取象天地人、四者取象四時、五者取象五行。今云、麟鳳龜龍、謂之四靈、是則當四時、明矣。虎不在靈中、空言西方虎者、麟中央得、則無近誣乎」と批判している(『礼記正義』礼運疏引「駁五経異義」)。つまり、礼運に麟・鳳・龜・龍を挙げているのは、この四者で四季に対応しているのであって、ここに挙げられていない虎も合わせて五方・五行というのには有り得ないという理屈である。

(41) 月令では、春・夏・中央土・秋・冬に対し、順に麟虫・羽虫・倮虫・毛虫・介虫を当てる。また、『大戴礼記』曾子天円には、「毛蟲之精者、曰麟。羽蟲之精者、曰鳳。介蟲之精者、曰龜。鱗蟲之精者、曰龍。倮蟲之精者、曰聖人」とある。これらを組み合わせれば、麟は毛虫であり、秋(金)に当たる。

(42) 『史記』卷二十七 天官書「參爲白虎」、同司馬貞素隱引「春秋文耀鉤」

「西宮白帝、其精白虎」

(43) 『芸文類聚』山部下 虎丘山引「吳越春秋」(闔廬死、葬於國西北、名虎丘……(中略)……傾水銀爲池、池廣六十步、黃金珠玉爲鳧鴈。專諸之劍、魚腸三千在焉。葬之已三日、金精上陽、爲白虎、據墳。故曰虎丘)『古今圖書集成』坤輿典 冢墓部 雜録引「吳越春秋」(闔廬葬虎丘、十萬人治葬。經三日、金精化爲白虎、踰其上。因號虎丘)。

(44) 『三國志』魏書 方技 管輅伝「輅隨軍西行、過母丘儉墓下、倚樹哀吟、精神不樂。人問其故、輅曰、林木雖茂、無形可久。碑誄雖美、無後可守。玄武藏頭、蒼龍無足、白虎銜尸、朱雀悲哭、四危以備、法當滅族。不過二載、其應至矣」。

(45) なお、『左伝』杜預序も「麟鳳五靈、王者之嘉瑞也」と述べ、麟を「五靈」の一つとする考えを示している。これについての孔穎達疏は、次のように述べて、礼運との辻褃を合わせようとしている。

麟鳳與龜龍白虎五者、神靈之鳥獸、王者之嘉瑞也……(中略)……只言麟鳳、便言五靈者、舉鳳配麟、足以成句、略其三者、故曰五靈。其五靈之文、出尚書緯也。禮記禮運曰、麟鳳龜龍、謂之四靈。不言五者、彼稱、四靈以爲畜、則飲食有由也。其意言、四靈與羞物爲羣。四靈既擾、則羞物皆備。龍是魚鮪之長、鳳是飛鳥之長、麟是走獸之長、龜是甲蟲之長。飲食所須、唯此四物。四物之内、各舉一長、虎麟皆是走獸、故略云四靈。杜欲徧舉諸瑞、故備言五靈也。

(46) 『毛詩正義』周南 麟之址疏。

(47) ここで「以用臣所致」と言っているのは、瑞祥の起こり方が、人臣と君主とで修子致母式か当方來応式かが異なるという説であろう。熊安生は、「若人臣官脩、則脩母致子之應。左氏之說是也。若人君脩其方、則當方來應。孔子脩春秋爲素王法、以立言、故西方毛蟲來應」と言う(『礼記正義』礼運疏引熊氏説)。

(48) 『毛詩正義』大雅 生民之什 卷阿疏。

(49) 『周礼注疏』春官 鍾師疏引「五経異義」(今詩韓魯説、騶虞、天子掌鳥獸官。古毛詩説、騶虞義獸、白虎黑文、食自死之肉、不食生物。人君有至信之德、則應之。周南終麟趾、召南終騶虞、俱稱嗟嘆之。是麟與騶虞、皆獸名。謹按、古山海經鄒書云、騶虞獸。説與毛詩同。是其聖獸也)。

(50) 『文選』符命 班孟堅典引。

(51) 『五行大義』論五靈引「月令章句」。なお、ここでの「貌恭體仁、則鳳

風來儀「視明禮脩」「思睿信立、則白虎擾」は「典引」注と字句が共通し、特に「白虎擾」は、班固「典引」の「擾縉文皓質於郊」を反映している。つまり、これは蔡邕以前の説をそのまま継承したのではなく、「典引」への注釈等を通じて蔡邕自身が考え出した言説であることが分かる。修母致子説の発展過程に於いて蔡邕が果たした役割は、相当大きかったのではないだろうか。

(52) 『春秋左伝正義』杜預序疏引服虔説。

(53) 『礼記正義』礼運疏引服虔注。

(54) 『春秋左伝正義』哀公十四年疏引服虔説。

(55) 『五経異義』には『春秋』・麟をいずれも金に配当する陳欽の説が引かれており(前掲注参照)、鄭玄『駁五経異義』もこれを支持する(『礼記正義』礼運疏)。「世説新語」文学に記される鄭玄・服虔邂逅説話の信憑性ともかくとして、服虔『春秋左氏伝解詁』が鄭玄の説を参照した可能性は高い。

(56) 立言の説をなした陳欽は賈護の系統にある左伝学者で、賈逵が連なる劉歆の系統とは別の学派であった(『後漢書』列伝二十六 陳元伝)。

(57) 『経学歴史』経学極盛時代。

(58) 五徳終始説が、五行相勝の順による鄒衍説から五行相生の順による劉向・劉歆説に転換したことは、王朝の符瑞について様々な新説を生んだ。とりわけ讖緯には多くの言が見え、漢の火徳については前述の通りであり、また例えば周の木徳についても、「蒼耀稷生、感迹昌」(『毛詩正義』大雅 生民之什 生民疏引『尚書中候』稷起)、「殷紂之時、五星聚於房。房者蒼神之精、周據而興」(『芸文類聚』符命部 符命引『春秋元命苞』)等と言う。ただ、周については、鄒衍説では火徳とされており、『尚書』にもそれ

に関連する説があったと考えられる。すなわち、董仲舒「賢良对策」が受命の符の例として「書曰、白魚入于王舟、有火復于王屋、流爲鳥」と述べており(『漢書』卷五十六 董仲舒伝)、また賈逵が『尚書』について上疏した文にも「流爲鳥」という句が引かれていたという(『尚書正義』虞書 堯典疏)。現存のテキストには見えないが、この符瑞は、漢代の『尚書』には確かに存在したはずである。つまり、この逸話が周の火徳を示すものとして使われていたことは、想像に難くない。

この赤鳥の符について、周を木徳として説明するために、讖緯は説話の内容を改変した。すなわち、「季秋、赤雀銜丹書、入鄆、止于昌戸。昌拜

稽首、受最曰、姪昌、蒼帝子」と言う(『芸文類聚』符命部 符命引『尚書中候』)。このようにすれば、同じ説話によって周の木徳を示すことができる。また「鳥有孝名。武王卒父大業、故鳥瑞臻」として赤鳥を単に孝の現れとする場合もある(『史記集解』卷四 周本紀注引鄭注『尚書』引「尚書説」、『太平御覽』羽族部 鳥引『尚書緯』)。

もし修母致子説によってこの説話を解釈すれば、「周(木)→赤鳥(火)」となり、明快である。ただ、このような説は現存の資料では見当たらない。

(59) 天文抄本では「酸」に作るという(中村璋八『五行大義校註』、汲古書院、一九八四年)。これに従う。

二、月令に関する諸問題

(1) 『五行大義』論配蔵府の引く『五経異義』では「尚書夏侯陽説」となっている。

(2) 『黄帝内経素問』六節蔵象論「心者、生之本、神之變也。其華在面、其充在血脉、爲陽中之太陽、通於夏氣。肺者、氣之本、魄之處也。其華在毛、其充在皮、爲陽中之太陰、通於秋氣。腎者、主蟄、封藏之本、精之處也。其華在髮、其充在骨、爲陰中之少陰、通於冬氣。肝者、罷極之本、魂之居也。其華在爪、其充在筋、以生血氣、其味酸、其色蒼、此爲陽中之少陽、通於春氣」『五行大義』論配蔵府の「素問」にも、類似的の文面が見える。医家による五臓の配当については、山田慶児「医学の伝授」(『夜鳴く鳥』岩波書店、一九九〇年)、同氏「九宮八風説と「風」の病因論」(『中国医学の起源』岩波書店、一九九九年)、林克『黄帝内経』における陰陽説から陰陽五行説への変容(『大東文化大学漢学会誌』第三十号、一九九一年)を参照。

(3) 『五行大義』論配蔵府引『孝経援神契』「肝仁、故目視。肺義、故鼻候。心禮、故耳司。腎信、故竅寫。脾智、故口誨」『太平御覽』人事部四 形体引『孝経援神契』「肝仁、肺義、腎志、心禮、膽斷、脾信、膀胱決難」なお、前者では腎臓に信、脾臓に智を当てているが、これは五常の信・智をそれぞれ五行の水・土に当てる考え方に拠るのである。緯書によく見られる説である。「易緯乾鑿度」「夫萬物始出於震、震東方之卦也、陽氣始生、受形之道也、故東方爲仁。成於離、離南方之卦也、陽得正於上、陰得正於下、尊卑之象定、禮之序也、故南方爲禮。入於兌、兌西方之卦也、陰用事、而萬物得其宜、義之理也、故西方爲義。漸於坎、坎北方之卦也、

陰氣形、盛陰陽氣含閉、信之類也、故北方爲信。夫四方之義、皆統於中央、

故乾坤艮巽位在四維、中央所以繩四方行也、智之決也、故中央爲智」『五行大義』論禽蟲引『鉤命訣』「失仁則龍麟不舞、失禮則鸞鳳不翔、失智則黃龍不見、失義則白虎不出、失信則元龜不見」『礼記正義』王制疏引「孝經說」「木性則仁、金性則義、火性則禮、水性則信、土性則知」

(4) 『白虎通義』情性引『春秋元命苞』「目者、肝之使。肝者、木之精、蒼龍之位也。鼻者、肺之使。肺者、金之精、制割立斷。耳者、心之候。心者、火之精、上爲張星。陰者、腎之寫。腎者、水之精、上爲虛危。口者、脾之門戶。脾者、土之精、上爲北斗、主變化者也」『五行大義』論配藏府引『春秋元命苞』「目、肝使。肝氣仁而外照」

(5) 枳形体「肝、幹也、五行屬木」ただし、他の臓器については、腎臓が水に属することを説くのみである（腎、引也。腎屬水）。

(6) 『白虎通疏証』は「特」に作るが、四部叢刊本『白虎通德論』に基づいて「時」に改める。

(7) 『白虎通義』は性情篇にて、「五藏、肝仁、肺義、心禮、腎智、脾信……（中略）……肺者、金之精……（中略）……肝、木之精也……（中略）……心、火之精也……（中略）……腎者、水之精……（中略）……脾者、土之精也」と明言している。また、五行篇では、肝臓・肺に関して次のような議論を行なっている。

木所以浮、金所以沈、何。子生於母之義。肝所以沈、肺所以浮、何。有知者、尊其母也。

この『白虎通義』の五行篇では、様々な事物を五行に配当し、それによって自然現象と人倫とに同一の規則を見出そうとする論が数多く見られる。ここで肝・肺の浮沈を論じるのも、またその一環である。

(8) 『淮南子』時則訓にも、ほぼ同じ注が施されている。

(9) 『淮南子』の高注にも、やはり「心、火也、用所勝也」とある。

(10) 劉歆が「於易、兌爲羊。木爲金所病、故致羊旤」とし、木の不調によって金に属する羊が異常を起すと述べていることに對する反論である。

(11) 班固の批判にも問題があり、鶏が易（説卦伝）に於いて巽（木）に属するから貌（木）に配当されるのであれば、説卦伝に於いて兌（金）に属する羊を視（貌）に配当することは、やはり矛盾している。

(12) 「四時食宜・食禁をめぐる議論と五行説——四季と五味・五行のつながり」（武田時昌編『陰陽五行のサイエンス 思想編』、京都大学人文科学

研究所、二〇一一年）

(13) ここでは土を各季節の末尾に置いている、つまり十二支で言えば丑・辰・未・戌が土に当たる。

(14) 十二生肖は、既に放馬灘秦墓出土竹簡『日書』に見え、盗人探しの占いに用いられている。甘肅省文物考古研究所『天水放馬灘秦簡』（中華書局、二〇〇九年）を参照。

(15) 小林信明『洪範五行傳攷』、『中国上代陰陽五行思想の研究』、講談社、一九五一年。

(16) 島邦男『漢初十二紀』、『五行思想と禮記月令の研究』、汲古書院、一九七一年。

(17) 『礼記』月令 鄭玄注所引。

(18) 『続漢書』祭祀志 劉昭注所引。その他、銀雀山漢簡『迎四時』にも、五音の配当は異なるが、類似の文言が見える。

(19) 皮錫瑞『尚書大伝疏証』が詳細に指摘している他、陳侃理氏が「東方之極」部分について簡明な対照表を作っている（『洪範五行傳』與『洪範』災異論『国学研究』第二十六卷、二〇一〇年）。

ここでは、東方に関する部分を例に、それを示す。

東方之極、自竭石山、東至日出博木之野、帝太皞・神句芒司之。自冬至數四十六日、迎春于東堂、距邦八里、堂高八尺、堂階八等、青稅八乘、旂旒尚青、田車載矛、號曰助天生。倡之以角、舞之以羽、此迎春之樂也。孟春之月、御青陽左个、禱用牡、索祀於良隅。貌必恭、厥休時雨。朔令曰、挺羣禁、開閉闔、通窮室、達障塞、待優游、其禁毋伐林木。仲春之月、御青陽正室、牲先脾、設主於戶、索祀于震正。朔令曰、棄怒惡、解役罪、免優患、休罰刑、閉關梁、其禁田獵不宿、飲食不享、出入不節、奪民農時、及有姦謀。季春之月、御青陽右个、薦用鮪、索祀于巽隅。朔令曰、宣庫財、和外怨、撫四方、行柔惠、止剛強、九門磔禳、出疫于郊、以禳春氣。

「東方之極、自竭石山」「帝太皞・神句芒司之」「挺羣禁、開閉闔、通窮室、達障塞、待優游」「棄怒惡、解役罪、免優患、休罰刑、閉關梁」「宣庫財、和外怨、撫四方、行柔惠、止剛強」は『淮南子』時則訓の東方の令、「自冬至數四十六日、迎春于東堂、距邦八里、堂高八尺、堂階八等、青稅八乘、旂旒尚青、田車載矛、號曰助天生。倡之以角、舞之以羽、此迎春之樂也」は『皇覽』や『迎四時』、「御青陽左个」「其禁毋伐林木」「青陽正室」

「青陽右个」は月令、「貌必恭、厥休時雨」は『尚書』洪範、「田獵不宿、飲食不享、出入不節、奪民農時、及有姦謀」は『洪範五行伝』に見える字句・内容である。

また、孟春が「艮隅」、仲春が「震正」、季春が「巽隅」であるというのは、『周易』説卦による八卦の方位への割り当てに基づいており、月令・時則訓・『皇覽』・『洪範五行伝』のいずれにも見えない。

(20) 時則訓「季夏之月……(中略)……爲民祈福……(中略)……命婦官染采、黼黻文章、青黃白黑、莫不質良……」「中央之極、自昆侖東絕兩恆山……(中略)……黃帝・后土之所司者、萬二千里……」「洪範五行伝」「治宮室、飾臺榭、內淫亂、犯親戚、侮父兄、則稼穡不成」

(21) 陳氏前掲論文「這一部分的作者、將『淮南子・時則』中十二月令和五位元的部分整合起來加以縮編、把東西南北四位之令各自一分爲三、拆入對應的三個月、而『時則』“中央”之令由於無處安放只好割愛」

(22) 『呂氏春秋』十二紀・『札記』月令は、『淮南子』時則訓とは異なり、季夏を南方火に属させ、中央土と明確に分離する。これらに於いては、「季夏之月」について「天子居明堂右个」と述べ、孟夏・仲夏と同様に「明堂」に居るものとする。そして、「中央土」では「太廟太室(大廟大室)」に居ると述べている。「五行伝月令」が「季夏之月」に「明堂右个」を割り当てたのは、これと共通する。

(23) 時則訓「南方之極……(中略)……其令曰……(中略)……起毀宗、立無後、封建侯、立賢輔」

(24) 『呂氏春秋』季夏紀「中央土、其日戊巳、其帝黃帝……(中略)……其祀中霤、祭先心」、『淮南子』時則訓「季夏之月、招搖指未、昏心中、且奎中。其位中央、其日戊巳、盛德在土……(中略)……其祀中霤、祭先心」

(25) 相原健右『春秋繁露』偽書説に關する一考察(『後漢經學研究会論集』第二号、二〇〇五年)に詳しい。

(26) 鄧紅氏は「九篇全体を貫く天道原則をみてみると、五行九篇は一つの分割できないものであることが明白になる」と述べる(『五行』、『董仲舒思想の研究』、人と文化社、一九九五年)。しかし、例えば治水五行篇・五行順逆篇の二篇を較べると、重複した文面が多く、一貫していない。

なお、福井重雅氏は、董仲舒「賢良对策」の研究から、董仲舒の説を骨子としつつも、後人による説を増補付加して集大成された「董仲舒書」なる文献が、後漢期に存在したのではないかと推論している(『董仲舒の対

策の再検討』、『漢代儒教の史的研究——儒教の官学化をめぐる定説の再検討——』、汲古書院、二〇〇五年)。「春秋繁露」も、このような「董仲舒書」から派生・形成されたために、重複が生じたのかもしれない。

(27) 時則訓「孟冬之月……(中略)……修羣禁、禁外徙、閉門閭、大搜客、斷罰刑、殺當罪、阿上亂法者誅」

(28) 治水五行篇「水用事、閉門閭、大搜索、斷刑罰、執當罪、飭關梁、禁外徙、無決隄」この治水五行篇は、一年を七十二日(この五季(「木」「火」「土」「金」「水」)に分け、それぞれの時令を説く篇である)。

(29) 『洪範五行伝』「簡宗廟、不禱祠、廢祭祀、逆天時、則水不潤下」

(30) 『淮南子』時則訓「仲春之月……(中略)……去桎梏……」「東方之極……(中略)……其令曰、挺羣禁、開閉閭、通窮室、達障塞……」「春秋繁露」治水五行篇「木用事、則行柔惠、挺羣禁。至於立春、出輕擊、去稽留、除桎梏、開門闔、存幼孤、矜寡獨、無伐木」

(31) 『漢書』卷二十七中之上「五行志中之上」説曰、木、東方也……(中略)……若乃田獵馳騁不反宮室、飲食沈湎不顧法度、妄興繇役以奪民時、作爲姦詐以傷民財、則木失其性矣。蓋工匠之爲輪矢者多傷敗、及木爲變怪、是爲木不曲直。一方、『洪範五行伝』の文は、「田獵不宿、飲食不享、出入不節、奪民農時、及有姦謀、則木不曲直」となっている。ただ、五行順逆篇の「出入不時」は、『五行伝』の「出入不節」に近い。故に、より正確には、『洪範五行伝』と「説曰」の内容を両方とも踏まえたものと、謂うべきである。

(32) 陳氏前掲論文『洪範五行伝』與『洪範』災異論。

(33) 『漢書』卷二十七中之上「五行志中之上」孝武時、夏侯始昌通五經、善推五行傳、以傳族子夏侯勝、下及許商、皆以教所賢弟子。其傳、與劉向同。唯劉歆傳獨異」

(34) 「王者與臣無禮、貌不肅敬、則木不曲直、而夏多暴風。風者、木之氣也、其音角也、故應之以暴風。王者言不從、則金不從革……(中略)……王者視不明、則火不炎上……(中略)……王者聽不聰、則水不潤下……(中略)……王者心不能容、則稼穡不成……」

(35) 「五事。一曰貌、二曰言、三曰視、四曰聽、五曰思。何謂也。夫五事者、人之所受命於天也、而王者所修而治民也……(中略)……王者、貌曰恭、恭者敬也。言曰從、從者可從。視曰明、明者知賢不肖、分明黑白也。聽曰聰、聰者能聞事而審其意也。思曰容、容者言無不容。恭作肅、從作乂、明

作哲、聰作謀、容作聖。何謂也。恭作肅、言王者誠能內有恭敬之姿、而天下莫不肅矣……」

(36) 『尚書』洪範「貌曰恭」「恭作肅」

(37) 具体的な中身は異なるが、例えば『淮南子』時則訓にも、ある季節に他の季節の時令を用いた際に生じる禍が述べられている。一方で、『洪範五行伝』は季節を問題とせず、為政者が常に五行・五事・皇極全てを良い状態で保つことを説く。このように、両者はそもそも趣旨を異にする。

(38) 『尚書』洪範「言曰從」「從作乂」。『漢書』卷二十七中之上五行志中之上「乂、治也」

(39) 「死者精神放越……(中略)……孝子得盡禮焉」を、影蜀本(景印宋蜀大字本。『百衲本廿四史』に収録)・影北監本(景印南宋紹興間江南重刊北宋監本。『仁寿本二十五史』に収録)は「死者精神放越不反者、故爲之廟以收散、爲之貌以收其魂神、而孝子得盡禮焉」に作る。中華書局校点本は毛氏汲古閣本・武英殿本に拠って「者」字を削り、「其」字を補う。これに従う。なお、覆南監本(『南齊書』汲古書院、一九七〇年。松会堂覆万曆中南監刊本を影印)・金陵書局本(金陵書局同治刊本)は「死者精神放越不反、聖人爲之宗廟、以收其魂氣、春秋祭祀、而孝子得盡禮焉」に作り、漢志の文言に更に近い。

(40) 「簡宗廟、不禱祠、廢祭祀、逆天時、則水不潤下」

(41) 『漢書』卷二十七上五行志上「説曰、水、北方、終臧萬物者也。其於人道、命終而形臧、精神放越、聖人爲之宗廟、以收魂氣、春秋祭祀、以終孝道……(中略)……霧水暴出、百川逆溢、壞鄉邑、溺人民、及淫雨傷稼穡、是爲水不潤下」

(42) なお、南齊志の引く『伝』は、『洪範五行伝』もしくは劉向『洪範五行伝論』(南北朝期に於いて、しばしばこの両文献は区別されずに用いられている)であったと考えられる。ただし、班固が見て漢志に用いた時のテキストから、かなりの変化があったと考えられる。このことは、南齊志の引く『伝』と、『魏書』靈徵志の引く『洪範論』及び『隋書』五行志の引く『洪範五行伝』の文を比較すれば、明らかである。以下、簡単にそれを示す。まず、雹・降雪についての、漢志の引く劉向説(班固当時の『洪範五行伝論』の内容)・南齊志の引く『伝』・後魏志の引く『洪範論』を順に示す。

劉向以爲、盛陽雨水、温煖而湯熱、陰氣脅之不相入、則轉而爲雹。

盛陰雨雪、凝滯而冰寒、陽氣薄之不相入、則散而爲霰。故沸湯之在閉器、而湛於寒泉、則爲冰、及雪之銷、亦冰解而散、此其驗也。故雹者陰脅陽也、霰者陽脅陰也。春秋不書霰者、猶月食也。(漢志)

傳曰、雨雹、君臣之象也。陽之氣專爲雹、陰之氣專爲霰。陽專而陰脅之、陰盛而陽薄之。雹者、陰薄陽之象也。霰者、陽脅陰之符也。春秋不書霰者、猶月蝕也。(南齊志)

洪範論曰、陽之專氣爲雹、陰之專氣爲霰。此言陽專而陰脅之、陰專而陽薄之、不能相入、則轉而爲雹。猶臣意不合於君心也。(後魏志)

(なお、「陽之專氣爲雹、陰之專氣爲霰」は『大戴禮記』曾子天円に同じ字句が見える。何らかの関連があるのかもしれない)

桓公八年十月、雨雪。周十月、今八月也、未可以雪。劉向以爲、時夫人有淫齊之行、而桓有妬媚之心、夫人將殺、其象見也。桓不覺寤、後與夫人俱如齊而殺死。凡雨、陰也、雪又雨之陰也。出非其時、迫近象也。(漢志)

傳曰、大雨雪、猶庶徵之常雨也、然有甚焉。雨、陰。大雨雪者、陰之畜積甚也。一曰、與大水同象、曰攻爲雪耳。(南齊志)

洪範論曰、春秋之大雨雪、猶庶徵之恒雨也、然尤甚焉。夫雨、陰也、雪又陰也。大雪者、陰之積積盛甚也。一曰、與大水同、冬故爲雪耳。(後魏志)

基本的にはいずれも同様の趣旨であり、つまりいずれも劉向『洪範五行伝論』の引文、もしくはそれに基づく記述であると分かる。しかし、その中でも、漢志に較べて、南齊志・後魏志間の方が文言の差異が少ない。

また、次の例では、劉向説と他の者による説とが錯綜して伝達されているように見える。

(説曰)於易、乾爲君、爲馬。馬任用而疆力、君氣毀、故有馬禍。一曰、馬多死、及爲怪、亦是也。(漢志)

文帝十二年、有馬生角於吳、角在耳前、上鄉。右角長三寸、左角長二寸、皆大二寸。劉向以爲、馬不當生角、猶吳不當舉兵鄉上也。(漢志)

傳曰、易曰、乾爲馬。逆天氣、馬多死、故曰有馬禍。一曰、馬者、

兵象也。將有寇戎之事、故馬爲怪。(南齊志)

洪範論曰、馬者、兵象也、將有寇戎之事、故馬爲怪也。(後魏志)

南齊志の「易曰、乾爲馬」は漢志の「説曰」の内容であるが、続く「逆天氣、馬多死、故曰有馬禍」はむしろ異説として紹介される。「一日」の説である。また、後魏志の引く『洪範論』の内容は、漢志の引く劉向説とは異なり(元来の劉向説は、馬ではなく角を兵象としている。例えば、成公七年正月の麋鼠が郊牛の角を食した記事について、「角、兵象。在上、君威也」と言う)、南齊志が「一日」という異説として紹介している内容である。『伝』・『洪範論』は、いずれも、劉向説とは異なる説として引かれた文言を、取り入れている。

後魏志の引く『洪範論』には、次のように、漢志・南齊志に見えない記述もいくつか見える。つまり、後魏志が単に南齊志から孫引きしたのではなく、当時何らかの形で伝わった『洪範五行伝論』のテキストを参照したと考えられる。

洪範論曰、龍、鱗蟲也、生於水。雲亦水之象、陰氣盛、故其象至也。人君下悖人倫、上亂天道、必有篡殺之禍。(後魏志)

洪範論曰、刑罰暴虐、取利於下、貪饕無厭、以興師動衆、取邑治城、而失衆心、則蟲爲害矣。(後魏志)

なお、前者の「龍、鱗蟲也」には、月令もしくは『劉歆伝』の配当による影響が考えられる。また、「生於水」は前節で考察した左氏説、修母致子説にも似ている。こういった洪範五行以外の分野で立てられた説をも吸収して、『洪範五行伝論』のテキストは変化したのであろう。

『隋書』卷十七・十八の五行志は、『魏書』靈徵志に較べ、『漢書』五行志の体裁に立ち返る姿勢が見られる。例えば、後魏志は諸災異を「地震・山崩・大風・大水・湧泉・雨雹・雪・霜・無雲而雷・鼓妖・雷・震・霧・桃李花(季節外れの開花)・火不炎上・黒管黒祥・赤管・青管・夜妖・人痾・金疹・龍蛇之孽・馬禍・牛禍・羊禍・豕禍・鷄禍・羽虫之孽・蝗虫螟・毛虫之孽」の順に並べている(これらは、この順に教項目ずつ、大まかに地・水・天候・火・色や明暗・人・像・鳥獸虫に八分できる。類書による分類に似ている)。一方、隋志は、五行・五事・皇極という分類に立ち返

って災異を並べている。

隋志の引く『洪範五行伝』は、基本的には『洪範五行伝』・「説曰」及び劉向『洪範五行伝論』の内容から成り立っている。以下、隋志の引く『洪範五行伝』と、漢志の引く『伝』(『洪範五行伝』・「説曰」・劉向説とを比較して挙げる。

洪範五行傳曰、水者、北方之藏、氣至陰也。宗廟者、祭祀之象也。故天子親耕以供粢盛、王后親蠶以供祭服、敬之至也。發號施令、十二月咸得其氣、則水氣順。如人君簡宗廟、不禱祀、逆天時、則水不潤下。

(隋志)

傳曰、簡宗廟、不禱祀、廢祭祀、逆天時、則水不潤下。説曰、水、北方、終藏萬物者也。其於人道、命終而形藏、精神放越、聖人爲之宗廟、以收魂氣、春秋祭祀、以終孝道……(中略)……至發號施令、亦奉天時。十二月咸得其氣、則陰陽調而終始成、如此則水得其性矣……(漢志)

洪範五行傳曰、雷霆託於雲、猶君之託於人也。君不恤於天下、故兆人有怨叛之心也。(隋志)

史記秦二世元年、天無雲而雷。劉向以爲、雷當託於雲、猶君託於臣、陰陽之合也。二世不恤天下、萬民有怨畔之心。是歲陳勝起、天下畔、趙高作亂、秦遂以亡。(漢志)

しかし、隋志に見える引文の中には、漢志中に引かれた「説曰」や劉向説よりも南齊志の引く『伝』や後魏志の引く『洪範論』に近い文言も多い。例えば、雹・馬に関する説は、次のようになっていいる。これは南齊志の引く『伝』や後魏志の引く『洪範論』に近い(南齊志・後魏志の文言は前引)。

洪範五行傳曰、雹、陰脅陽之象也。

洪範五行傳曰、馬者、兵象。將有寇戎之事、故馬爲怪。

洪範五行傳曰、逆天氣、故馬多死。

また、災異の分類についても改変が見られる。

洪範五行傳曰、言之不從、是謂不乂。厥咎僭、厥罰常陽、厥極憂。

時則有詩妖、時則有毛蟲之孽、時則有犬禍、故有口舌之痾、有白胄白祥。惟木沝金。

洪範五行傳曰、視之不明、是謂不知。厥咎舒、厥罰常燠、厥極疾。時則有草妖、時則有羽蟲之孽、故有羊禍、故有目疾、有赤胄赤祥。惟水沝火。

漢志の引く『五行伝』では、「言之不從」に伴う孽は「介蟲之孽」、「視之不明」に伴う孽は「羸蟲之孽」とされており、これとは異なる。言に毛虫、視に羽虫を当てるのは『劉歆伝』（つまり月令の影響。第四章第一節を参照）である。歴代五行志は、「言——介虫」「視——羸虫」という配当を述べる『五行伝』を冒頭に掲げながらも、災異記事の区分では「言——毛虫」「視——羽虫」という分類を採用して来たが、隋志の時には、「言——毛虫」を改めた『五行伝』が引かれるのである。

他にも、隋志の引く『洪範五行伝』には、以下のような文がある。

洪範五行傳曰、陰氣強積、然後生水雨之災。

五行傳曰、犬、守禦者也。

洪範五行傳曰、哭者死亡之表。

いづれも、漢志には全く見えない説である。最初の例は後魏志に「洪範論曰、大水者、皆君臣治失而陰氣稽積盛強、生水雨之災也」とあるものと共通する。後二者については、他の文献に全く見つかからない。

南北朝隋唐期の諸文献に引かれた『洪範五行伝論』の文には、『漢書』に全く見えないものが多く、かつ災異の解釈とは直接関係しないようなものまである。例えば、以下の例は、釈物とでも謂うべき内容である。

洪範五行傳曰、麻者、聖人所以揆天行而紀萬國。〔北堂書鈔〕歲時部曆)

尚書洪範五行傳云、夫握方尺之鏡、處深澤之下、而上引太清。物類之應、可不慎耶。(同 服飾部 鏡。陳禹謨校補注本(万曆二十八年序刊)は、「方尺」を「方諸」に、「物類之應」を「物類相隨」に作る)

劉向洪範五行傳曰、天子曰靈臺、諸侯曰時臺、所以觀天文之變。〔初学記〕居処部(台)

これらが全て劉向『洪範五行伝論』に元々ある文面で、漢志に収録されなかったものとは考えにくい。それよりも、後世付加されたものであった可能性の方が、十分考えられるであろう。

このように、『洪範五行伝』は、切り分けて引用され、更に類書的な順序に排列され、災異と直接関係の無い文脈で用いられたり、雑多な文面を加えられたりもした。劉向が『春秋』の災異解釈に『洪範五行伝』を用いたのは、災異を分類して体系的な解釈を行うためであったのだが、後にはそのような体系性を求める思考とは関係なく、ある一つの事物がどのような性質・意味を持つかという事柄を述べる文献として用いられている。これは、先に考察した「五行伝月令」や『春秋繁露』諸篇に於いて、異なる系統の五行説が融合したために、それぞれの系統が本来持っていた体系性・一貫性が損なわれていることとも似ている。

三、鄭玄の五行説

(1) 字は康成、北海国高密県の人。太学で京房『易伝』・『春秋公羊伝』・三統曆・『九章算術』を学び、張恭祖より『周礼』・『礼記』・『春秋左氏伝』・『韓詩』・古文『尚書』を教授された。のち、盧植の紹介により馬融に師事した。『周易』・『尚書』・『毛詩』・『周礼』・『儀礼』・『礼記』・『論語』等に注釈を施したほか、「天文七政論」・「六芸論」といった著作がある。〔後漢書〕列伝二十五 鄭玄伝。藤堂明保「鄭玄研究」(蜂屋邦夫編『儀礼士昏疏』汲古書院、一九八六年)、吉川忠夫「鄭玄の学塾」(川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』、京都大学人文科学研究所、一九八七年)、間嶋潤一「鄭玄と『周礼』——周の太平国家の構想」(明治書院、二〇一〇年)を参照。

(2) 『礼記正義』礼運疏引『駁五経異義』「玄之聞也、洪範五事、一曰言、言作從、從作义。义、治也。言、於五行屬金。孔子時周道衰亡、已有聖德無所施用。作春秋以見志、其言(少)「可從、以爲天下法。故應以金獸……(中略)……如此、脩母致子不若立言之說密也」、『毛詩正義』周南 麟之趾疏引『駁五経異義』は「其言少從」を「其言可從」に作る。これに従う。

(3) 月令の(中央土)其蟲倮」に対しても「虎豹之屬、恒淺毛」と注釈し、虎を土に属する「倮虫」と見なし、金には配当しない。

(4) 『白虎通義』性情「肝所以仁者何。肝、木之精也、仁者好生……(中略)……肺所以義者何。肺者、金之精、義者斷決……(中略)……心所以爲禮何。

心、火之精也。南方尊陽在上、卑陰在下、禮有尊卑……(中略)……日照有似於禮、上下分明。腎所以智何。腎者、水之精。智者、進而止無所疑惑。水亦進而不惑……(中略)……脾所以信何。脾者、土之精也。土尚任養萬物爲之象、生物無所私、信之至也……」『漢書』卷二十一上 律曆志上「協之五行、則角爲木、五常爲仁、五事爲貌。商爲金爲義爲言、徵爲火爲禮爲視、羽爲水爲智爲聰、宮爲土爲信爲思」 卷二十六 天文志「歲星曰東方春木、於人五常仁也、五事貌也……(中略)……熒惑曰南方夏火、禮也、視也……(中略)……太白曰西方秋金、義也、言也……(中略)……辰星曰北方冬水、知也、聰也……(中略)……填星曰中央季夏土、信也、思心也」

(5) また、詩緯や孝經緯にも同様の配当の説が述べられている。『群書類從』卷四百六十二 諸道勘文「神樞靈轄云、詩緯云、水神信也。又云、水之精主信云々」『五行大義』論五常「鄭玄注禮記中庸篇、木神則仁、金神則義、火神則禮、水神則信、土神則智。詩緯等、亦同」『札記正義』王制疏「孝經説云、性者生之質。若木性則仁、金性則義、火性則禮、水性則信、土性則知」

(6) 鄭玄は『周易乾鑿度』に注を施している。このことから、『周易乾鑿度』を重視していたことが窺える。

(7) 『統漢書』五行志一 劉昭注所引。

(8) 同。

(9) 同書 五行志二 劉昭注所引。

(10) 同書 五行志三 劉昭注所引。

(11) 『札記正義』月令疏所引。

(12) 各季節で「休廢之脂膏」「休廢」というよりも「死」に当たると考えられる)を用いると述べているのは、「冬——(水王、木相、火死、土囚、金休)——羊(火)の脂を用いる」「秋——(金王、水相、木死、火囚、土休)——鶏(木)の脂を用いる」ということである。このような理屈に拠って、経文の「膏腥」という言葉を「雞膏也」と解釈したのである。同じ箇所について、杜子春の説は以下のように云う。

膏腥、犬膏。膏腥、豕膏也。鱻、魚也。羽、鴈也。膏羶、羊脂也。

これに基づくと、「夏——犬膏」「秋——豕膏」「冬——羊膏」となる。材料が少ないので断定し難いが、月令では犬を秋、豕を冬、羊を春に配当しており、杜説は、各季節で次の季節に当たる家畜の脂を用いると解釈しているように考えられる(黄以周『札記正義』食礼通故) 食礼通故は、杜説では春に鶏

膏(鶏は月令で夏に当たると)が配当されるべきだが、鶏から脂が取れないために省いたと、推論している)。

また、鄭衆は「膏香」を牛脂、「膏臊」を豕脂と解し、「春——牛脂」「夏——豕脂」という構図にするが、何に基づいてこのように言うのかは不明である。

このように「膏腥」「雞膏也」という解釈は先儒の説と異なり、鄭玄独自の説と考えられる。

(13) 『周礼注疏』夏官疏引『周易』説卦伝 鄭玄注。なお、賈公彦疏はこの鄭注を引き、羊は火にも金にも属すと述べている。ただ、ここに示された引文を見る限りでは、鄭注は羊を金に属すとは明言していない。

(14) 鄭玄は次のように述べている。

名曰月令者、以其記十二月政之所行也。本呂氏春秋十二月紀之首章也。以禮家好事抄合之、後人因題之名曰禮記、言周公所作。其中官名時事、多不合周法。『札記正義』月令疏引『三礼目錄』

具体的には、例えば月令の孟夏之月に見られる「命太尉、賛桀俊、遂賢良、舉長大」という字句について、鄭注は「三王之官有司馬、無太尉。秦官則有大尉」と指摘する。実際に月令が「秦世之書」(『周礼』春官 龜人 鄭玄注)であるかはともあれ、鄭玄はこれを「多不合周法」と考えていたのである。車行健「論鄭玄對『禮記・月令』的考辨」(『東華人文學報』第一期、一九九九年)に詳しい。

(15) これは一般的な解釈ではないだろう。例えば『大戴礼記』曾子天円には「毛蟲之精者曰麟、羽蟲之精者曰鳳、介蟲之精者曰龜、鱗蟲之精者曰龍、倮蟲之精者曰聖人」とあり、倮虫に人間を当てている。

(16) そもそも五行に分類しにくいのに加え、『周礼』春官 大司楽に「凡六樂者、一變而致羽物及川澤之示。再變而致羸物及山林之示。三變而致鱗物及丘陵之示。四變而致毛物及墳衍之示。五變而致介物及土示。六變而致象物及天神」とあり、五虫・五地の組み合わせが一致しないためか。

(17) 『統漢書』五行志一 劉昭注所引。

(18) 同書 五行志二 劉昭注所引。

(19) 『文献通考』郊社考二十一 祈禳所引。

(20) 『統漢書』五行志一 劉昭注所引。

(21) 同書 五行志三 劉昭注所引。

(22) 鄭玄によると、「昊天上帝」のこと(『尚書正義』虞書 舜典疏「鄭玄

篤信讖緯、以爲、昊天上帝謂天皇大帝、北辰之星也。五帝謂靈威仰等、太微宮中有五帝座星。是也。如鄭之言、天神有六也。「昊天上帝」は、『周礼』春官 大宗伯に見える。

(23) 池田秀三「鄭玄の六天説と兩漢の礼学」(渡邊義浩編『兩漢儒教の新研究』、汲古書院、二〇〇八年)。

(24) 郊が天への祭祀であるというのは、『礼記』郊特牲及び『孝經緯』に基づく(郊特牲「郊之祭也、迎長日之至也。大報天、而主日也。兆於南郊、就陽位也」、『周礼』春官 大司樂 鄭玄注「孝經説曰、祭天南郊、就陽位」)。

鄭玄がこれらに依拠していることは、郊祭を南郊で行なうと述べていることから確認できる(『礼記』祭法 鄭注「祭上帝於南郊、曰郊」)。

(25) 『周礼』春官 大宗伯 鄭玄注「昊天上帝、冬至於圜丘所祀、天皇大帝」

(26) 同 鄭玄注「王者又各以夏正月、祀其所受命之帝於南郊、尊之也」

(27) 『周礼』春官 大司樂に見える祭祀である(「夏日至、於澤中之方丘奏之。若樂八變、則地示皆出、可得而禮矣」)。

(28) 大宗伯で述べられている玉器が、天地四方の最高神に対応しているという考えは、『儀礼』覲禮「方明者、木也。方四尺、設六色、東方青、南方赤、西方白、北方黑、上玄、下黄。設六玉、上圭、下璧、南方璋、西方琥、北方璜、東方圭」に対する鄭注にも見える。

方明者、上下四方神明之象也。上下四方之神者、所謂神明也。會同而盟明神監之、則謂之天之司盟。有象者、猶宗廟之有主乎。

六色象其神、六玉以禮之。上宜以蒼璧、下宜以黃琮。而不以者、則上下之神、非天地之至貴者也。

方明に嵌め込まれた玉の色・形が、大宗伯「以蒼璧禮天、以黃琮禮地」に合致しないために、方明は「天地之至貴者」ではなく「上下之神」を象るに過ぎないと言っているのである。裏を返せば、大宗伯の文言が「天地之至貴者」に対応している、と考えていたことが分かる。

そもそも、『周易』坤 文言伝に「天玄而地黄」とあるように、天に玄、地に黄を当てるのは、古代中国ではごく普通の発想である。しかし、鄭玄は『周礼』を重んじるので、それと合致しない記述は、一段低く扱うのである。

